

行政文書公開決定等期間延長通知書

30 観名保第 50 号
平成 30 年 6 月//日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成 30 年 5 月 29 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

<p>行政文書の名称</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 17/12/26 に開催された文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会」に提出した資料 2. 17/12/26 に開催された文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会」での議論の内容がわかるもの 3. 17/12/26 に開催された文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会」での議論を受けて史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会に提出した資料 4. 18/3/26 に開催された文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会」に提出した資料 5. 18/3/26 に開催された文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会」での議論の内容がわかるもの
<p>名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間</p>	<p>平成 30 年 5 月 29 日 から 平成 30 年 6 月 12 日 まで</p>
<p>延長する期間</p>	<p>平成 30 年 6 月 13 日 から 平成 30 年 7 月 12 日 まで</p>
<p>延長の理由</p>	<p>公開請求のあった行政文書は、内容が複雑であるため、公開・非公開の検討に時間を要することから、決定期間を延長します。</p>
<p>備考</p>	<p><期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481</p>